

釧路市水産加工機器利用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水産加工事業者への水産加工品の研究開発促進、水産加工技術の向上のために必要とする加工機器の利用に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、市内において水産加工業を営んでいるものとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の5割とする。

2 前項の規定により、算定した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 第3条第1項の補助対象経費は、加工機器等の利用に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 北海道立総合研究機構（水産試験場及び食品加工研究センター）の加工機器の利用に要した経費。

(2) その他市長が認めたもの。

2 前項の経費は、旅費、送料を除くものとする。ただし、北海道立総合研究機構（水産試験場及び食品加工研究センター）の加工機器等を利用する上で最低限必要と認められる経費については、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加工機器等を利用した日から3か月以内に、釧路市水産加工機器利用補助金交付申請書（様式第1号）に申請内容を証明するために必要な次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北海道立総合研究機構（水産試験場及び食品加工研究センター）の加工機器申請書の写し
- (2) 補助対象経費の領収書の写し

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金の交付決定通知をするものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したと市長が認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条に基づいて補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(義務)

第10条 市長は、この要綱の規定による補助の目的を達成するため、補助するに当たり条件を付し、又は補助を受ける者につき必要な調査を行い、若しくは必要な報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。